

相続税改正！あなたにも相続税が？ 税理士が考える“3つの処方箋”

平成27年1月1日からの「改正相続税」により、相続税の納税義務対象者が「過去最多」になりました。

この改正により、基礎控除が4割近くも引き下げられ、今まで「相続税と無縁であった方」が「相続税の課税対象者」となる可能性が高まりました。

そこで、昨年も参加者の方々から好評を頂いた**兵藤文男税理士事務所 所長 兵藤 文男 先生（税理士）**をお迎えし、**遺産分割対策（争続対策）**（遺産分割の争いを避ける対策）や**節税対策**（相続財産の課税価格を引き下げ、相続税を軽減する対策）、さらに**納税資金対策**（納税用の資金を用意する対策）など、複雑な「相続対策」を具体的な事例を交え分りやすく解説して頂きます。

また、「**贈与の種類や特徴、相続税と贈与税の違い**」についても併せて教えて頂くこととなっておりますので、この機会にお気軽にご参加ください。

○日 時 平成29年9月16日（土）

14時00分～16時00分

○講 師 兵藤文男税理士事務所 所長 兵藤 文男 氏（税理士）

○場 所 刈谷商工会議所 2階会議室

○定 員 15名（先着順）

○参加費 お一人 300円（広報費の一部負担として、当日に徴収致します。）



申込先・問合せ先

①郵便番号、住所 ②氏名（フリガナ） ③年齢 ④電話番号 ⑤講座名をハガキの郵送またはFAXにて刈谷商工会議所までお申込み下さい。

なお、受付は先着順とさせていただきます。

〒448-8503 刈谷市新栄町3-26

TEL: 21-0370 FAX: 24-6049

刈谷商工会議所 担当：安達まで